

# 令和3年度沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業 「文化芸術の魅力発信応援プログラム」

## 募集要項

### 1 事業目的

新型コロナウイルス感染症に関する昨今の社会情勢の影響を受け、沖縄県内でも様々な文化芸術活動が中止・延期等を余儀なくされています。本県における文化芸術の灯を絶やさないために、イベントの開催が制限され表現の場を失っているアーティスト等（本県の文化芸術・エンターテインメントに関する団体等）が劇場・ホール等を利用して公演等を開催し、当該公演等の動画を制作・配信する機会を創出することでその創作活動を支援し、文化芸術活動の維持・発展を図るとともに、県民が文化芸術に触れる機会を提供し、県内外へ沖縄の文化芸術の発信を行います。

### 2 事業概要

アーティスト等を対象として、県内の劇場・ホール等の施設を利用して、動画として発信することを踏まえた公演等の文化芸術資源を活用した取組を募集します。

外部有識者等による企画審査を行い、採択された企画に基づき公演等を実施し、制作した動画を掲出していただきます。動画は特設サイトを利用し配信を行います。

※動画を作成することは必須ですが、取組に際し集客することも可能です。

### 3 支援内容

- (1) 公演等の実施に要する費用のほか、当該公演等を撮影・編集して動画を制作するために要する費用を補助金としてお支払いします。
- (2) 手続きに関する相談窓口のほか、動画制作に関する相談窓口も設ける予定です。窓口については、別途、公益財団法人沖縄県文化振興会（以下「文化振興会」という。）のホームページにてお知らせいたします。
- (3) 本補助金により作成した動画を特設サイトにて発信します。

### 4 補助対象者

団体及び個人事業主（フリーランスを含む）で、県内に主たる事業所又は拠点を有し、かつ、文化芸術に関する事業を行う者としめます。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人
- (3) 特例民法法人
- (4) 特定非営利活動法人
- (5) 株式会社（特例有限会社を含む。）、合名会社、合資会社及び合同会社
- (6) 法人格を有していないが、以下の要件をすべて満たす団体
  - ① 定款に類する規約を有し、次の②及び③について明記されていること
  - ② 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること

- ③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有していること
- (7) 上記(1)から(6)の団体を中核とした任意団体（実行委員会等）であって、当該団体としても(6)の①から③の条件を満たしている者
- (8) その他知事が適当と認める団体等（文化芸術に関する活動実績を1件以上有する者）

また、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は「補助金の交付を受ける者として不適當な者」として、補助対象事業者となりません。

- ① 事業関係者に暴力団関係者を有する者
- ② 国税、県税、市町村税等を滞納している者
- ③ すでに今年度本事業（令和3年度沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業）の採択を受けている者

## 5 対象となる公演等

### (1) 対象となる芸術分野

伝統芸能、音楽、美術・芸術（アート）、演劇、舞踊・舞踏、民俗芸能、その他

### (2) 活用施設

県内の劇場・ホール等（コンサートホール、多目的ホール・スペース、アートスペース・スタジオ、ライブスペース・スタジオ、寄席・演芸場等）

### (3) 公演等の文化芸術資源を活用した取組の企画例

- ① 舞台公演、演奏会、コンサート、ライブ
- ② 美術・芸術（アート）等の展示会、ギャラリートーク（展示解説）
- ③ 文化芸術に関するトークイベント（対談を中心に構成される催し）
- ④ 美術・芸術（アート）等のライブ制作に関する作品
- ⑤ 初心者でもわかりやすい文化芸術に関する紹介・解説
- ⑥ その他文化芸術資源を活用した取組

※これらのオンライン配信含む

### (4) 補助事業期間

交付決定日（令和3年11月下旬予定）～令和4年2月28日（月）

※公演や制作環境においては、いわゆる「3密」を避け、換気、手洗い、うがい、消毒を徹底し、人と人との距離を空けるなど、各種ガイドラインに定める新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分留意した実施方法であることが条件となります。

※次の企画は対象外となります。

- ① 応募者以外の作品を無断で利用するなど、第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権、その他の権利を侵害するもの
- ② 第三者の個人情報（氏名や住所等、個人を特定できる情報）を識別できるもの
- ③ 特定の個人又は団体を誹謗中傷することを主な目的とするもの
- ④ 宗教的又は政治的な宣伝・主張を目的とするもの
- ⑤ 寄付やその勧誘を主な目的とするもの
- ⑥ 児童ポルノ、差別的・暴力的言動、ヘイトスピーチ、応募者・関係者名を偽った応募など公序良俗に反するもの
- ⑦ 日本国憲法、法律、政令、条例等社会で定められている法令に違反するもの
- ⑧ 観客が飲食することを伴う企画（飲食提供については、公演と空間を完全に分け

る、もしくは時間帯を分けることを条件とします。)

- ⑨ 国、地方公共団体又は外国政府が主催者となっている企画
- ⑩ 国や地方公共団体等から補助金、支援金、助成金、委託費等が支給されている事業又は支給が予定されている企画
- ⑪ 大学その他の教育機関におけるゼミナール等学生の研究活動を主な目的とするもの
- ⑫ その他本補助金の趣旨に沿わない取り組み（公的な資金の使途として社会通念上、不適切なもの、他の事業にて実施すべき内容のものなど）
- ⑬ 県外の実演家等を招聘するだけの企画（但し、県内団体等が主体的に関与している企画は対象となる）
- ⑭ 団体が開催する有観客の有料公演等（公演・演奏会・コンサート・ライブ、展示会等）

※団体が開催する有観客の有料公演等については、文化庁が行っている「ARTS for the future!」事業の支援の対象となっており、重複を防ぐため、本事業の支援対象外となります。

## 6 補助率、補助金額

- (1) 補助率：9/10
- (2) 補助金額：上限100万円

※補助事業の実施に伴う収入（入場料、協賛金、オンラインチケット収入等）があった場合は、補助対象経費から収入額（税抜）を控除した額と、補助対象経費に補助率を乗じた額のいずれか低い額を補助金額とします。但し、団体が開催する有観客の有料公演等は本事業の支援対象外となります。

## 7 補助対象経費

※補助対象経費の詳細は、別紙「実施にかかる手引き」をご参照ください。

| 補助対象経費 | 内 容  |
|--------|--|
| 1. 人件費 |  |
| ①人件費   | 補助事業に従事した従業員（パート、アルバイトを含む）に対する給料（※上限960円／時間）、通勤手当、補助事業者負担分の法定福利費<br>※時間外手当、役員報酬（代表者の人件費）、その他諸手当は補助対象外です。 |
| 2. 事業費 |  |
| ②賃金    | イベント開催等のために必要な一時的なアルバイト等に支払う賃金（※上限960円／時間）   |
| ③報償費   | 講師謝金等  |
| ④旅費    | 事業の実施に直接必要な航空賃、鉄道賃、車賃、宿泊費等   |
| ⑤需用費   | 事業の実施に直接必要な消耗品費、印刷製本費、感染予防対策費等   |
| ⑥役務費   | 事業の実施に直接必要な広告宣伝費、翻訳料、原稿料、著作権使用料、デザイン料、作曲料、編曲料、演出料、出演料、舞台監督料、脚本料、監修料、振付料、舞台技術料、演技指導料、司会者料、送               |

|           |  |
|-----------|--|
|           | 料、運搬費、イベント保険料等に要する経費   |
| ⑦委託料      | 事業の実施に直接必要な事業のうち、プロモーション費、舞台設営費、動画撮影・編集等の補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の業者に行わせるために必要な経費<br>※事業の根幹にかかわる業務の委託はできません。<br>※委託料は補助対象経費総額の3割が上限です（※動画撮影・編集等は除く）。 |
| ⑧使用料及び賃借料 | 事業実施に直接必要な会場・稽古場・駐車場・機械設備等の使用料、有料道路通行料、車両リース、衣装・楽器、撮影・編集機材のレンタル等に要する経費   |

## 8 補助の対象とならない経費

- (1) 役員報酬（代表者の人件費）
- (2) 応募者本人の人件費、賃金、報酬等
- (3) 諸手当
- (4) 手数料（振込手数料及び代引手数料等）
- (5) 消費税及び地方消費税の公租公課（収入印紙等）
- (6) 食糧費
- (7) 補助事業者の通常の事業活動の維持経費（家賃、光熱水費、電話代等）
- (8) 事業の実施期間内に支払いを完了できない経費
- (9) 補助対象期間外に要した経費（補助交付決定前、または事業終了日以降に要した経費）
- (10) 他の事業との明確な区分が困難である経費
- (11) 補助事業の趣旨や目的に沿わない経費、公的な資金の使途として社会通念上、不適切な経費等
- (12) 自社、子会社（直接出資比率100%）または関係会社から調達を行う場合、利益相当分と認められる経費については補助対象とならない場合があります。

## 9 応募手続き等の概要

- (1) 応募書類

以下の応募書類、添付書類を提出してください。

※文化振興会のホームページ（<https://okicul-pr.jp>）でダウンロードできます。

### 【応募書類】

- ① 応募申請書【様式1】
- ② 事業計画書【様式2-1、2-2】
- ③ 事業実施体制【様式3】
- ④ 事業収支予算書【様式4】
- ⑤ 誓約書【様式5】

### 【添付書類】

- ⑥ 予算の根拠となる資料（見積等）
- ⑦ 応募企画をイメージできる資料（※提出任意。書式自由。A4片面1枚まで）。

チラシ可)

(2) 問い合わせ期間・応募期間・応募締切・応募書類等の提出

【問い合わせ期間】

令和3年10月8日（金）～10月29日（金）

- ・内容：応募全般、補助金の手続きに関すること
- ・問い合わせ先

文化振興会

MAIL：ouenprogram@okicul-pr.jp

※返信までに時間を要する場合がございます。ご了承ください。

※メール送信できない場合はお電話ください

(10:00～16:00 (12:00～13:00、土日祝日除く)) TEL：098-987-0926

【応募期間】

令和3年10月15日（金）～10月29日（金）

受付時間 9:00～17:00（土日・祝日を除く平日 ※10月29日は17:00締切）

【応募締切】

令和3年10月29日（金）17:00 必着

※締切後の提出は一切認められません

【提出方法】

持参又は郵送にて提出してください。郵送の場合は、封筒に《応募書類在中》と朱書きし、配達証明できる方法（配達証明等）により送付してください。

【提出先】

〒901-0152

沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター6階605号室

公益財団法人沖縄県文化振興会

(3) 応募の要件

応募は、次の各号すべてに該当する団体及び個人事業主（フリーランスを含む）を対象とします。

- ① 「4 補助対象者」の条件を満たしていること。
- ② 補助事業の進捗状況や成果を報告できること。
- ③ 本事業の成果を公表できること。

(4) 公募からの流れ

公募からの流れは、以下の通りです。

① 公募

↓

② 事業者からの応募

応募書類を文化振興会に提出。

↓

③ 審査・採択（11月上旬頃）

文化振興会による要件及び資格審査の上、外部有識者等による審査を経て採択又は不採択が決定し、文化振興会よりその結果を通知します。

※採択は、交付決定（経費支出の認定）ではありませんので、ご注意ください。

↓

④ 県による交付決定（11月下旬頃）

県より交付決定通知書が送付されます。通知書に記載された交付決定日以降の支出が補助対象経費として認められます。



〔 概算払請求書提出（11月下旬頃）  
希望する事業者は、概算払請求が可能です（交付決定額の8割以内） 〕



⑤ 事業の実施（交付決定日～令和4年2月28日）

補助事業者は、採択内容を踏まえて補助事業を実施します。

※公演等の開催、動画の撮影・編集・掲出もこの期間内に終わるようにしてください。



⑥ 実績報告書提出

事業終了後、14日以内に実績報告書及び証拠書類（領収書等）を文化振興会へ提出してください。



⑦ 補助金額確定・精算払請求書提出・補助金交付（精算払い）

実績報告及び事業経費の確定検査後、県へ精算払請求書を提出、県から補助金を交付します。

## 10 審査について

### (1) 審査方法

文化振興会による要件及び資格審査の上、文化振興会が設置する外部有識者等による審査会にて審査を行います。

### (2) 審査項目

審査は、下記をもとに、総合的に判断します。

| 審査項目             | 事項  |
|------------------|---|
| 公演等の作品の公共性・アピール性 | 創作に対する意欲がうかがえるか。作品の趣旨・目的が明確でわかりやすい構成・内容となっているか。文化芸術の魅力を伝える内容となっているか。取組が沖縄県の文化芸術振興に寄与するものであるか。 |
| 事業の適時性           | 「新しい生活様式」及び新型コロナウイルス感染症防止対策を踏まえた内容であるか。   |
| 事業の実現性           | 補助対象期間中に実施可能な取組み内容であるか。また、取組みが実現できる実施体制が組まれているか。  |
| 事業内容及び予算の妥当性     | 取組み内容は、本事業の趣旨に照らして妥当であるか。申請内容と整合する予算内容であるか。費用対効果について。   |
| 事業の補助終了後の効果      | 今後の活動の充実・発展につながる内容となっているか。  |

※審査基準については、団体または個人の文化芸術の水準を評価するものではありません。

(3) 審査結果

採択の可否について、申請者全員に郵送により通知します。

なお、審査内容及び採択の可否に関するお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

## 11 特設サイトに掲出する動画の撮影・編集・配信について

別紙「特設サイトに掲出する動画の制作について」をご確認ください。

## 12 その他の留意事項

(1) 以下の場合、採択の決定が取り消されることがあります。

- ・採択された事業と同一の事業内容で国、県、市町村、その他の公的団体から補助（委託を含む）を受けている場合
- ・採択された事業計画書と著しく異なる公演を実施した場合及び採択された事業計画書と著しく異なる動画を掲出した場合
- ・募集要項及び応募規約に違反する事実が確認された場合
- ・指定された期日までに動画のアップロード及び実施報告書等必要書類の提出がない場合

(2) 採択された場合は、補助事業者名、事業内容等を一般（文化振興会ホームページ等）に公表することがあります。

(3) 補助事業者には、沖縄県が行う文化振興施策の広報協力を依頼することがあります。その際には、採択となった事業の成果をとりまとめた映像・写真や広報用資料等の提出をお願いします。

(4) 提出頂いた資料等については、本事業の成果報告会のほか、沖縄県のウェブサイトや広報宣伝媒体、各種会議等において使用することもありますので、あらかじめご了承ください。

(5) アンケート等を実施する場合がありますので、ご協力願います。

(6) 事業終了後に事業実施報告書等を提出していただきます。当該報告書に効果や成果を明確に記載することができるよう、写真や映像等をあらかじめ準備しておいてください。

(7) 補助金に係る経理について、証拠書類（見積書、請求書、領収書、印刷物原本等）を整理し、かつ、これらの書類を事業終了年度の翌年度以降5年間保存する必要があります。

# 特設サイトに掲出する動画の制作について

## 1 撮影・編集

- (1) 解像度は、1920×1080 以上としてください。
- (2) 10分以上の動画にしてください。視聴のしやすさの観点から、時間が長い動画を10分以上の動画に分割して複数の動画としても構いません。（例：45分の動画をテーマ別に区切って各15分程度の動画に編集するなど）
- (3) 文化芸術を広く普及する観点から、文化芸術への関心度が低い層にも届くよう工夫に努めてください。
- (4) テロップを入れるなど編集により見やすくなるよう工夫に努めてください。
- (5) 動画だからこそできる表現など、現地で観ることとは違った楽しみ方、体験を提供できるよう工夫に努めてください。

## 2 本事業の特設サイトでの動画配信

動画は、本事業の特設サイトで一定期間無料配信をさせていただきます（掲出期間は令和4年度末までを予定します。掲載終了時期の取扱いは別途連絡いたします。）ので、動画共有サービス「YouTube」において、「限定公開」状態のリンクURLを事務局担当者にお送りいただき、内容確認後、「一般公開」にしたリンクURLをご提出いただき特設サイトへの掲載を行います。限定公開でのアップロードの最終期限は令和4年2月14日、一般公開の最終期限は令和4年2月28日とします。

※上演及び動画における楽曲の著作権ほか肖像権、商標権、所有権等権利関係に関する処理は、各補助事業者にて適切に処理を行ってください。

※アップロードする際、広告の設定はしないでください。

※動画制作に当たっては、応募規約に沿って制作してください。内容により、修正をお願いすることがあります。

（参考サイト）

ファイル形式や仕様について、YouTubeのサイトをご案内します。

▼YouTubeでサポートされているファイル形式

<https://support.google.com/youtube/troubleshooter/2888402>

▼動画と音声の形式設定の仕様

<https://support.google.com/youtube/answer/4603579>

▼動画の解像度とアスペクト比

<https://support.google.com/youtube/answer/6375112>

▼アップロードする動画におすすめのエンコード設定

<https://support.google.com/youtube/answer/1722171>

▼YouTube 利用規約

<https://www.youtube.com/static?template=terms>



### 3 各補助事業者のウェブサイト等による動画配信

特設サイトに掲出するために作成した動画は、各補助事業者のウェブサイト等で無料配信していただけますが、本事業の特設サイトで動画を配信している間は、全く同一の動画を有料配信することはできません。

また、本補助金を活用してオンライン配信のために作成した動画を補助期間中に有料配信した際に、オンラインチケット収入等があった場合は、補助対象経費から収入額（税抜）を控除した額と、補助対象経費に補助率を乗じた額のいずれか低い額を補助金額とします。

※上演及び動画における楽曲の著作権ほか肖像権、商標権、所有権等権利関係に関する処理は、各補助事業者にて適切に処理を行ってください。

### 4 その他

著作権等権利関係の許諾等の手続きについては、各補助事業者でご対応ください。なお、「YouTube」では、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）とJASRAC管理楽曲に関する包括的な利用許諾契約を締結しています。詳細については、「YouTube」にご確認ください。